

「青少年健全育成標語」を募集します

11月は、国が青少年育成国民運動の一層の充実を図ることを目的として定めた「全国青少年健全育成強調月間」です。

市では「青少年健全育成推進大会」を11月14日(水)に開催します。

そこで、青少年の健全育成のための「標語」を募集します。

応募方法

- ハガキまたはハガキ大の用紙に作品1点を記載してください。
- 本人が創作した未投稿の作品に限り、ます。
- 一人3点が限度です。

対象 成人一般・高校生・中学生(1・2年)

生)・小学生(5・6年生)
提出先

青少年育成都留市民会議事務局(文化会館内)または学びのまちづくり課

※小・中学生・高校生は学校に提出してください。

応募締切 9月28日(金)

表彰

成人・高校生・中学生・小学生の4部門に分け、各部門ごとに、最優秀1点、優秀3点を11月開催の「推進大会」で表彰します。

問合せ

中央公民館 ☎(43)1451
学びのまちづくり課 生涯学習担当

国保

交通事故にあつたら

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合、治療費は原則として加害者が全額負担することになっていきます。しかし、その賠償が遅れたりするときは、国保(老人保健)で治療を受けることができます。この時の費用は国保(老人保健)が一時立て替え、後日加害者に請求します。

交通事故にあつたら 相手の身元を確認し、速やかに警察署へ届け出をしてください。治療を受けるときは

国保(老人保健)を使って治療を受け

る時は、必ず事前に市民生活課国保医療担当に連絡し、速やかに「第三者行為による被害届」を提出してください。用紙は国保医療担当に用意してあります。

ただし、次の場合には国保(老人保健)で治療を受けることはできません。

- 加害者からすでに治療費を受け取っている場合
- 業務上のケガの場合
- 酒酔い運転、無免許運転などによるケガの場合

※示談をする前に必ず国保医療担当へご相談ください。

問合せ 市民生活課 国保医療担当



この間、大月署の方と話をする機会がありました。その話によると、
①何気ない気持ちで、お店のものを取ると!

これは、万引きで、窃盗という犯罪だそうす。たとえ、見つからなくても、また見つかったから商品を返したり、お金を払えばよいというものではないそうです。だから、おもしろ半分でお店の商品を取つたら「どろぼう」になるそうです。

②放置されている自転車を乗り回すと! 公園や道路、駅などに置かれている他人の自転車は無断で乗り回すことは、窃盗罪あるいは横領罪になるそうです。罪以前に自分の大切な自転車がなくなっていたらどんな気持ちになるか考えてみましょう。

③学校などの公共物へのいたずらは! 図書館や学校などは、皆さんがお金を出し合って作り、みんなで利用しているものです。いたずらで、図書館や

学校などの公共の物を壊したり、落書きをすると、犯罪(器物損壊)になるそうです。また、壊した物は弁償させられるそうです。ムシヤクシヤして、物にぶつけても何の解決にもならないので「我慢」することを覚えましょう。

④刃物を持ち歩くと! 護身用のためなどと言ってナイフなどの刃物をポケットなどに忍ばせておくと犯罪になるそうです。

また、こんな話もされました。

携帯電話に「大人専用サイト」の広告が一方的に送られて来て、そのサイトに安易な気持ちでアクセスをして高額な請求を受けている青少年が多いそうです。こんな請求が来た時は、一人で悩まず、家族に相談すべきだそうです。また、不審なメールが来た時は、

- 興味本位で安易に開かないこと。
- 返信したり、電話を掛けたりしないこと。
- むやみに対応して個人情報教えないこと。

家族で、また地域で、社会の一員として、守るべきルールをきちんと話し合いましょう。そして、この都留市が安全で安心して暮らせることを考え実行しましょう。

毎月第1日曜日は「家庭の日」
毎月第3日曜日は「青少年を育む日」

青少年育成都留市民会議

編集委員